

厚生労働省医療課から「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その35）」の事務連絡を受け、調剤薬局等において、特に必要な感染予防対策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行った場合「調剤感染症対策実施加算」として4点を加算してもよい旨の通知がありました。

当組合の「自家調剤制限規程」では、「調剤加算料」は「自家製剤加算」を含めて認めていませんが、この通知を受けて令和3年4月診療分から同年9月診療分まで特例的・臨時的にこの加算を認めることにしましたので、お知らせいたします。

別表

自家調剤に係る制限事項

(○は請求可 ×は請求不可)

調剤報酬の内訳		事業主及び従業員の自営（勤務）薬局での調剤 （本店、支店間における調剤を含む）		本人	家族
請求項目	調剤基本料	調剤基本料 1	○	○	
		調剤基本料 2	○	○	
		調剤基本料 3	○	○	
		特別調剤基本料	○	○	
		分割調剤	×	×	
		後発医薬品分割調剤	×	×	
		地域支援体制加算	○	○	
		後発医薬品調剤体制加算 1、2、3	○	○	
	調剤技術料	内服薬・内服用滴剤・屯服薬・浸煎薬、湯薬、注射薬、外用薬	×	×	
		嚥下困難者用製剤加算	×	×	
		一包化加算	×	×	
		無菌製剤処理加算	×	×	
		麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算	×	×	
		時間外・休日・深夜加算	×	×	
		夜間・休日加算	×	×	
		自家製剤加算 (※)	×	×	
		計量混合調剤加算	×	×	
	在宅患者調剤加算	×	×		
	薬学管理料	薬学管理料は、全ての項目が算定不可です。		×	×
	薬剤料		○	○	
特定保険医療材料		○	○		

(※)「調剤感染症対策実施加算」について、令和3年4月調剤分から9月調剤分まで加算を認める。